

政策調整会議の概要

開催日 平成 24 年 10 月 18 日（木）

◎項 目

- 1 縣市連携したカウンターパート方式による南海トラフ巨大地震対策について【総務部・危機管理部】
- 2 公正取引委員会の措置命令等について【土木部】

◎内容

- 1 縣市連携したカウンターパート方式による南海トラフ巨大地震対策について【総務部・危機管理部】
総務部から、縣市連携したカウンターパート方式による南海トラフ巨大地震対策について説明を行った。

【概要】

○基本的な考え方

- ・ 8 月 31 日に行われた高知県・高知市連携会議の知事・市長の合意を受け、県・市の全庁的な取り組みとしてカウンターパート方式で南海トラフ巨大地震対策を進める。

○進め方

- ・ 県・市で副知事、副市長をトップとした関係部局長からなる南海トラフ巨大地震対策連携会議を設置する。
- ・ 連携会議の下に分野ごとの部会を設置する。
なお、各分野について防災・減災対策の検討を行う既存の組織（南海地震長期浸水検討会など）がある場合は、その組織を部会と見なす。
- ・ 各部会は、防災・減災対策について協議を行い、連携会議で協議する事項を取りまとめた上で、連携会議に提出する。
- ・ 連携会議は、各部会から提出のあった協議事項について、進捗の確認及び今後の取り組み方針の協議を行い、県・市それぞれの南海地震対策を総括する会議へ報告を行う。

○その他

- ・ 分野ごとの進捗管理シートにより、課題と取り組みについて高知市と認識を共有し、方向性を合わせること。
- ・ 第 1 回目の南海トラフ巨大地震対策連携会議を 11 月 12 日（月）に開催する予定。
以降、四半期ごと程度の頻度で連携会議を開催して、進捗の確認及び今後の取り組み方針の協議をする予定。

- 2 公正取引委員会の措置命令等について【土木部】

土木部から、公正取引委員会の措置命令等について説明を行った。

【概要】

○排除措置命令及び課徴金納付命令については、土佐国道事務所、高知河川国道事務所、高知港湾・空港整備事務所、高知県の 4 者の入札について該当。

うち高知県については、違反行為者数 24 名、排除措置命令対象事業者数 20 名、課徴金納付命令対象事業者 18 名、課徴金額 4 億 9,107 万円となっている。

○今後の対応

- ・ 1 週間程度を目処に指名停止措置を講じる。現在保留している案件（18 件）の対応については、建設管理課と協議を行うこと。
- ・ 不服の申し立て期間 60 日経過後、建設業法に基づく監督処分（建設管理課対応）を行う。
- ・ 契約書に基づく措置（契約の解除、違約金の請求、賠償金の請求）について、建設管理課と

協議を行うこと。

- 情報管理の徹底、関係者や職務に関する働きかけなどについて、副知事通知「公正な入札・契約の実施について（平成 24 年 3 月 29 日付け 23 高建管第 1146 号）」を出しているの
で、職員への再度の徹底をお願いします。